

○埼玉県警察親子カウンセリング専門員の委嘱等に関する訓令

平成元年3月20日

警察本部訓令第6号

警察本部長

埼玉県警察資質鑑別専門員の委嘱等に関する訓令を次のように定める。

埼玉県警察資質鑑別専門員の委嘱等に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、埼玉県警察親子カウンセリング専門員（以下「親子カウンセリング専門員」という。）の委嘱等について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において「親子カウンセリング専門員」とは、生活安全部少年課長（以下「少年課長」という。）の推薦により、警察本部長（以下「本部長」という。）が委嘱した者をいう。

(推薦)

第3条 少年課長は、大学院の修士課程以上の課程で臨床心理学を修め、又はこれと同等の学識及び経験を有すると判断される者のうちから、適格者を推薦するものとする。

(委嘱)

第4条 本部長は、親子カウンセリング専門員としての適否について検討し、適当と認めたときは、委嘱状（様式第1号）を交付して委嘱するものとする。

(委嘱期間)

第5条 親子カウンセリング専門員の委嘱期間は、1年とする。ただし、再委嘱することができる。

2 期間満了前に解嘱となった場合、後任者の委嘱期間は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第6条 親子カウンセリング専門員は、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 少年又はその保護者に対するカウンセリングの実施に関すること。
- (2) 心理検査及び面接調査の実施に関すること。
- (3) 少年警察活動規程（平成19年埼玉県警察本部訓令第48号）第3条第2項第3号に規定する少年相談専門員の補助に関すること。

(遵守事項)

第7条 少年課長は、親子カウンセリング専門員に対し、職務上知り得た事項を漏らすことのないよう留意させなければならない。

(解嘱)

第8条 少年課長は、親子カウンセリング専門員が辞任を願い出たとき、死亡したとき、又は親子カウンセリング専門員として職務の遂行に適さない理由があると認めたときは、意見を付して、埼玉県警察親子カウンセリング専門員解嘱内申書（様式第2号）により、本部長に報告しなければならない。

(報償金)

第9条 親子カウンセリング専門員には、別に定める基準により報償金を支給する。

(事務処理)

第10条 親子カウンセリング専門員に関する事務は、生活安全部少年課において行う。

(細部事項)

第11条 この訓令の実施に関し必要な細部事項は、別に定めるところによる。

附 則

この訓令は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成6年10月28日警察本部訓令第28号）

この訓令は、平成6年11月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日警察本部訓令第16号）

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成15年6月6日警察本部訓令第25号）

この訓令は、平成15年6月6日から施行する。

附 則（平成17年3月31日警察本部訓令第20号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月26日警察本部訓令第49号）

この訓令は、平成20年1月1日から施行する。

附 則（令和6年1月30日警察本部訓令第1号）

この訓令は、令和6年2月1日から施行する。

委 嘱 状

殿

年 月 日まで埼玉県親子カウンセリング専門員
に委嘱します

年 月 日

埼玉県警察本部長

様式第 2 号（第 8 条関係）

埼玉県警察親子カウンセリング専門員解嘱内申書

年 月 日 埼玉県警察本部長 殿 生活安全部少年課長 埼玉県警察親子カウンセリング専門員解嘱内申書	
専門員の 住所、氏名 及び年齢	
解任理由	